

環境影響評価法に基づく対象事業の実施に伴い一般環境中の放射性物質に影響を及ぼすおそれがある要因

対象事業種		対象規模		主務大臣 (主務省令)	影響要因 ^{※3}	
		第1種事業 ^{※1}	第2種事業 ^{※2}		工事の実施	存在・供用
1 道路の新設等の事業	高速自動車国道	すべて	—	国土交通大臣 (平成10年6月12日建設省令第10号)	○建設機械の稼働 ○資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ○切土工等又は既存の工作物の除去	×
	指定都市高速道路	すべて(4車線以上)	—			
	一般国道	4車線以上・10km以上	7.5km以上10km未満	農林水産大臣 (平成20年3月31日農林水産省令第24号)	○造成等の工事による一時的な影響	×
	林道	2車線20km以上	15km以上20km未満			
2 ダムの新築等の事業	ダム	貯水面積100ha以上	75ha以上100ha未満	厚生労働大臣・農林水産大臣 ・経済産業大臣・国土交通大臣 (平成10年6月12日厚生省・農林水産省・通商産業省・建設省令第1号)	○ダムの堤体の工事 ○原石の採取の工事 ○施工設備及び工事用道路の設置の工事 ○建設発生土の処理の工事 ○道路の付替の工事	×
	堰	湛水面積100ha以上	75ha以上100ha未満	厚生労働大臣・農林水産大臣 ・経済産業大臣・国土交通大臣 (平成10年6月12日厚生省・農林水産省・通商産業省・建設省令第2号)	○堰の工事 ○護岸の工事 ○掘削の工事	×
	放水路	改変区域100ha以上	75ha以上100ha未満	国土交通大臣 (平成10年6月12日建設省令第12号)	○洪水を分流させる施設の工事 ○掘削の工事 ○堤防の工事	×
	湖沼水位調整施設	改変区域100ha以上	75ha以上100ha未満	国土交通大臣 (平成10年6月12日建設省令第11号)	○堤防の工事 ○水門の工事 ○しゅんせつの工事	×
3 鉄道の建設等の事業	新幹線	すべて	—	国土交通大臣 (平成10年6月12日運輸省令第35号)	○建設機械の稼働 ○資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ○切土工等又は既存の工作物の除去	×
	普通鉄道	10km以上	7.5km以上10km未満			
	軌道	10km以上	7.5km以上10km未満	国土交通大臣 (平成10年6月12日運輸省・建設省令第2号)		
4 飛行場の設置等の事業		滑走路2,500m以上	1,875m以上2,500m未満	国土交通大臣(国土交通省関係) (平成10年6月12日運輸省令第36号) 防衛大臣(防衛省関係) (平成10年6月12日総理府令第38号)	○造成等の施工による一時的な影響 ○建設機械の稼働 ○資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	×
5 発電所の設置等の事業	水力発電所	出力3万kw以上	2.25万kw以上3万kw未満	経済産業大臣 (平成10年6月12日通商産業省令第54号)	○工事用資材等の搬出入(粉じん等の発生) ○建設機械の稼働(粉じん等の発生)★ ○建設機械の稼働(水の濁りの発生)※ ○造成等の施工による一時的な影響(水の濁りの発生) ○造成等の施工による一時的な影響(産業廃棄物又は残土の発生) ★の項目は、地熱発電所については要因から除く ※の項目は、水力発電所及び地熱発電所については要因から除く	×
	火力発電所	出力15万kw以上	11.25万kw以上15万kw未満			
	地熱発電所	出力1万kw以上	0.75万kw以上1万kw未満			
	原子力発電所	すべて	—			
	風力発電所	出力1万kw以上	0.75万kw以上1万kw未満			
6 廃棄物最終処分場の設置等の事業		埋立面積30ha以上	25ha以上30ha未満	環境大臣 (平成10年6月12日厚生省令第61号)	○建設機械の稼働 ○建設機械及び作業船の稼働(水面埋立) ○資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行 ○造成等の施工(陸上埋立) ○護岸等の施工(水面埋立)	○埋立・覆土用機械の稼働(陸上埋立、水面埋立) ○廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行

環境影響評価法に基づく対象事業の実施に伴い一般環境中の放射性物質に影響を及ぼすおそれがある要因

対象事業種	対象規模		主務大臣 (主務省令)	影響要因 ^{※3}	
	第1種事業 ^{※1}	第2種事業 ^{※2}		工事の実施	存在・供用
7 公有水面の埋立て等の事業	50haを超えるもの	40ha以上50ha以下	農林水産大臣・国土交通大臣 (平成10年6月12日農林水産省・運輸省・建設省令第1号)	○堤防及び護岸の工事 ○埋立の工事	×
8 土地区画整理事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	国土交通大臣 (平成10年6月12日建設省令第13号)	○雨水の排水 ○造成工事 ○建設機械の稼働 ○資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	×
9 新住宅市街地開発事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	国土交通大臣 (平成10年6月12日建設省令第14号)		
10 宅地の造成の事業 (独立行政法人中小企業基盤整備機構が行うもの) (独立行政法人都市再生機構が行うもの)	100ha以上(特殊法人)	75ha以上100ha未満	国土交通大臣 (平成16年6月29日経済産業省令第72号) (平成10年6月12日建設省令第18号)		
11 工業団地造成事業	100ha以上(近郊整備法)	75ha以上100ha未満	国土交通大臣 (平成10年6月12日建設省令第15号)		
12 流通業務団地造成事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	国土交通大臣 (平成10年6月12日建設省令第17号)		
13 新都市基盤整備事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	国土交通大臣 (平成10年6月12日建設省令第16号)		

※1 必ず環境影響評価の手続を行う事業。

※2 環境影響評価の手続が必要かどうかを個別に判断する事業。

※3 対象事業の実施による土地の形状等の変更に伴い放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合(原子力災害対策特別措置法に基づく避難指示区域等で対象事業を実施する場合が一つの目安とすることが想定)は、必要に応じて事業者は、事業の実施に伴う影響について調査、予測及び評価を行い、環境の保全のための措置を検討することが必要と考えられている。